（覚醒剤製造業者等の指定申請書）

第二条　法第四条第一項の規定により覚醒剤製造業者の指定を受けようとする者及び同条第二項の規定により覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者の指定を受けようとする者の提出すべき申請書は、別記第一号様式の定めるところによる。

２　覚醒剤研究者は、前項の申請書に申請者の履歴書及び研究の計画書を添付しなければならない。

（覚醒剤製造業者等の指定証）

第三条　法第五条第一項の規定により覚醒剤製造業者、覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者に交付する指定証は、別記第二号様式の定めるところによる。

（製造の許可申請書）

第三条の二　法第十五条第二項の規定により覚醒剤の製造の許可を受けようとする者の提出すべき申請書は、別記第二号様式の二の定めるところによる。

２　前項の申請書には、申請者の履歴書及び研究の目論見書を添付しなければならない。

（譲渡しの許可申請書）

第三条の三　法第十七条第五項の規定により覚醒剤の譲渡しの許可を受けようとする者の提出すべき申請書は、別記第二号様式の三の定めるところによる。

第四条の四　覚醒剤取締法施行令（昭和四十八年政令第三百三十四号）第一条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

（施用等の許可申請書）

第四条の五　法第二十条第六項の規定により覚醒剤の施用又は交付の許可を受けようとする者の提出すべき申請書は、別記第三号様式の二の定めるところによる。

２　（略）

（覚せい剤製造業者等の指定申請書）

第二条　法第四条第一項の規定により覚せい剤製造業者の指定を受けようとする者及び同条第二項の規定により覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定を受けようとする者の提出すべき申請書は、別記第一号様式の定めるところによる。

２　覚せい剤研究者は、前項の申請書に申請者の履歴書及び研究の計画書を添付しなければならない。

（覚せい剤製造業者等の指定証）

第三条　法第五条第一項の規定により覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者に交付する指定証は、別記第二号様式の定めるところによる。

（製造の許可申請書）

第三条の二　法第十五条第二項の規定により覚せい剤の製造の許可を受けようとする者の提出すべき申請書は、別記第二号様式の二の定めるところによる。

２　前項の申請書には、申請者の履歴書及び研究の目論見書を添付しなければならない。

（譲渡しの許可申請書）

第三条の三　法第十七条第五項の規定により覚せい剤の譲渡しの許可を受けようとする者の提出すべき申請書は、別記第二号様式の三の定めるところによる。

第四条の四　覚せい剤取締法施行令（昭和四十八年政令第三百三十四号）第一条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

（施用等の許可申請書）

第四条の五　法第二十条第六項の規定により覚せい剤の施用又は交付の許可を受けようとする者の提出すべき申請書は、別記第三号様式の二の定めるところによる。

２　（略）

（封かん証紙）

第五条　（略）

２　覚醒剤製造業者は、政府発行の証紙の交付を受けようとするときは、別記第五号様式の定める交付申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（証紙による封入）

第六条　覚醒剤製造業者は、その製造した覚醒剤を、別表に定める品目別数量ごとに容器に収め、これに政府発行の証紙で封を施さなければならない。

（覚醒剤保管営業所の届出）

第七条　法第二十二条第一項ただし書の規定による覚醒剤保管営業所の届出は、別記第六号様式に定める届出書によつて行わなければならない。

（廃棄の届出）

第八条　法第二十二条の二の規定による覚醒剤の廃棄の届出は、別記第七号様式に定める届出書によつて行わなければならない。

（覚醒剤原料輸入業者等の指定基準）

第九条　法第三十条の二に規定する覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者、覚醒剤原料取扱者及び覚醒剤原料研究者の指定は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者について行うものとする。

一　覚醒剤原料輸入業者　次に掲げる者

イ　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第十二条第一項の規定による医薬品の製造販売業の許可又は同法第十三条第一項の規定による医薬品の製造業の許可を受けている者

ロ　覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学薬品として輸入することを業とする者

ハ　（略）

（封かん証紙）

第五条　（略）

２　覚せい剤製造業者は、政府発行の証紙の交付を受けようとするときは、別記第五号様式の定める交付申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（証紙による封入）

第六条　覚せい剤製造業者は、その製造した覚せい剤を、別表に定める品目別数量ごとに容器に収め、これに政府発行の証紙で封を施さなければならない。

（覚せい剤保管営業所の届出）

第七条　法第二十二条第一項但書の規定による覚せい剤保管営業所の届出は、別記第六号様式に定める届出書によつて行わなければならない。

（廃棄の届出）

第八条　法第二十二条の二の規定による覚せい剤の廃棄の届出は、別記第七号様式に定める届出書によつて行わなければならない。

（覚せい剤原料輸入業者等の指定基準）

第九条　法第三十条の二に規定する覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者、覚せい剤原料製造業者、覚せい剤原料取扱者及び覚せい剤原料研究者の指定は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者について行うものとする。

一　覚せい剤原料輸入業者　次に掲げる者

イ　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十二条第一項の規定による医薬品の製造販売業の許可又は同法第十三条第一項の規定による医薬品の製造業の許可を受けている者

ロ　覚せい剤原料を香料又は試薬その他の化学薬品として輸入することを業とする者

ハ　（略）